

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	片倉 章博
同	金子 修一

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和3年度の財務監査

総務部 納税課、市民税課、固定資産税課

市民部 人権・男女共同参画課

環境部 環境施設課

2 監査の実施期間

令和3年10月12日から11月26日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

(1) 事務事業及び管理運営事項

(2) 収入事務

(3) 支出事務

契約事務、補助金等の事務

(4) 財産の管理事務

(5) 庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

総務部

(1) 納税課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 市民税課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(3) 固定資産税課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

市民部

(1) 人権・男女共同参画課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

環境部

(1) 環境施設課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、破砕処理施設運営事業における消耗品費と運転管理等業務委託の執行に、随意契約における適用条項誤りがあったので、地方自治法施行令等に則り適正な措置を講じられたい。

- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
環境事業センター	良好に管理されていた。

以 上